

【件名】ACT政府はVIC州からACTへの来訪を拒否（ACT住民を除く）（7日午後11時59分から）（COVID-19）関連）

【ポイント】

- 7月6日、ACT政府は、7日午後11時59分からVIC州からACTへの来訪（ACT住民を除く）を、同措置の免除措置を受けていない限り、拒否する旨発表しました。
- ACT住民はACTに戻ることが可能ですが、VIC州を離れて以降14日間の自己隔離が求められます。

【本文】

ACT政府の発表の概要は以下のとおりです。

1 7月3日午前7時から実施中の措置：

VIC州の感染多発地域に行ったことのある者は、ACTにおいて14日間の自己隔離をするか、または、出来るだけ速やかに自身の居住地に戻ることを求められる。

2 7月6日午後11時59分から実施中の措置：

グレーター・メルボルン（Greater Melbourne Metropolitan Areas）へ行ったことのある者は、ACTにおいて14日間の自己隔離をするか、または、出来るだけ速やかに自身の居住地に戻ることを求められる。

3 7月7日午後11時59分から実施する措置：

VIC州からACTへの来訪（ACT住民を除く）を、同措置の免除措置を受けていない限り、拒否する。ACT住民はACTに戻ることが可能だが、VIC州を離れて以降14日間の自己隔離が求められる。

4 メルボルンから航空便で到着する者は、IDの提示が求められる。

5 過去2週間内に、メルボルンからACTに到着した者は、ACT Healthのホットラインでである（02）6207 7244に電話し、アドバイスを受けること。

6 規則に従わない場合、罰則、罰金が課される可能性がある。

7 本件措置は一時的な措置であり、NSW州の州境閉鎖措置に応じて見直される。

8 キャンベラ住民は、真に必要な場合を除いてVIC州への訪問を中止すること。

本件措置の詳細は下記を参照ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/health-advice-on-covid-19-hot-spots-in-melbourne>

9 NSW州は8日午前0時1分からVIC州との州境を一時的に閉鎖します。詳細は下記を参照ください（在シドニー総領事館HP）。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20200706nsw.pdf>

10 豪外貿省からの通知によれば、現在、メルボルン空港への国際旅客便の到着が停止されています。また、現在、シドニー空港への国際旅客受入れの上限が1日最大450人、1

便あたり最大50人に制約されていることにより、航空便に乱れが生じる可能性があります、注意が必要です。

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：[consular@cb.mofa.go.jp](mailto:consular@cb.mofa.go.jp)

大使館 HP：[https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

A C T政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト (日本語)：<https://www.homeaffairs.gov.au/covid-19/Pages/covid-19-Japanese.aspx?lang=Japanese>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はA C T (首都特別地域) を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館 (N S W州, N T (北部準州) 管轄)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在メルボルン総領事館 (V I C州, S A州, T A S州管轄)

[https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在ブリスベン総領事館 (Q L D州管轄)

[https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在パース総領事館 (W A州管轄)

[https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>